

表 諸外国におけるダイオキシン類土壤汚染に係るガイドライン等の設定状況

国名		対象		pg-TEQ/g	備考
ドイツ	1998、 政令案	市街地	子供の遊び場	100	必要に応じ、 ・他の土地利用へ転換 ・非汚染土壤で覆う、植栽 ・土壤の入れ替え
			住宅地	1,000	
			公園及びレクリエーションの場所	1,000	
			商工業地域	10,000	
1991、 参考値	農用地	5 ~ 40	排出源調査と排出源対策の 勧告 (5 ~ 40pg) ・牛乳中のダイオキシン類濃度の調査を勧告 ・食用作物は洗浄、下葉の除去を勧告		
		40 以上	(40pg 以上) ・牧草地利用をしないよう勧告 ・作物等への移行がないことが確認できれば制限なし		
オランダ(1997)		市街地のあらゆる土壤	1,000	リスクアセスメントの開始 (農用地の基準はない。)	
スウェーデン (1996)		住宅、児童公園、農業などあらゆる土地利用が可能	10	リスクアセスメント、浄化目標の設定等の際の参考	
		業務、工業、道路等の用途が可能	250		
米国	EPA (1998)	居住地	1,000	汚染サイトごとに浄化レベルを設定するための暫定目標	
		商業地・工業地	5,000 ~ 20,000		
	HHS/ATS DR(1997)	居住地	1,000	処分場の上部、周辺居住地において、健康調査等公衆衛生上の行動をとるべきレベル	

(注) ニュージーランド、カナダ、イタリアについては、ある特定のサイトのリスク評価等に基づく暫定的なガイドラインである。